死刑を考える

2009 第16号

死刑制度問題ニュース

編集責任
日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会

●主な内容●

・「死刑を考える日」のご報告……9
・人権のための行動宣言2009について……9
・横浜版「死刑を考える日」……9
・第6回死刑事件弁護経験交流会―飯塚事件に学ぶ……10
・EUを中心とした海外の動き……10

「死刑を考える日」のご報告

副委員長　中村　治郎

1　日弁連では、できるだけ多くの市民とともに死刑のもつ残虐性や問題点を再度考えるため、昨年に引き続き本年も10月９日、弁護士会館クレオで「死刑を考える日」を開催しました。

昨年は、現実の絞首刑の残虐性と死刑を執行する刑務官の苦悩を見事に描き出した映画『休暇』を上映しましたが、本年は、５月21日から裁判員制度が施行されて、既に80件超の裁判員裁判が行われ、この先、「死刑」か「死刑回避」かの判断が争われる事件が現れてくる状況下で、「裁判員裁判と死刑」をテーマにした「裁判員制度ドラマスペシャル『サマヨイザクラ』～あなたに死刑判決は下せるか!?」（原作：郷田マモラ、出演：伊藤淳史、加藤ローサ他）を上映しました。１２０名を超える市民、弁護士、マスコミ関係者などの参加を得ることができたうえ、今回は、多数の弁護士会にテレビ中継し、テレビ局から取材も受けました。

2　当日上映したフジテレビドラマは、裁判員裁判で、引きこもり青年である被告人が被告人の家族に対して長年にわたって執拗な嫌がらせを続けていた中年女性３人を殺害するという事案について、被告人の犯した殺人という「個人の悪」と３人の被害者の嫌がらせという「集団の悪」を対比させて、「死刑」か「死刑回避」かが争われる（最後のどんでん返しあり）というものです。

3　続いて行われたパネルディスカッションでは、原作者の漫画家・郷田マモラ氏と、参議院法務委員会において裁判員制度について参考人として陳述された共同通信社編集委員の竹田昌弘氏をパネリストにお迎えし、郷田氏には、死刑執行人の苦悩を描いた前作『モリのアサガオ』に続いて、同じく死刑をテーマとする裁判員裁判と死刑に関する『サマヨイザクラ』を描かれた理由など、竹田氏には、現在までの裁判員裁判の状況報告などについて、それぞれおうかがいし、その後、お二人に、死刑を言い渡す場合、裁判官・裁判員全員一致制を採るべきか、終身刑を導入する必要があるか等について率直な意見を述べていただきました。

当委員会の委員からは、昨年同様、参加者に対し、凶悪犯罪は増えていない状況下で死刑判決も死刑執行数も激増しているわが国の現状と、11月25日現在、死刑存置国は58か国、死刑廃止国は１３９か国と死刑廃止・死刑執行停止が世界の潮流になっている世界の現状をグラフや図を使って説明したうえで、日弁連死刑執行停止法案についての理解を求めました。

4　「死刑を考える日」全国版について、昨年以降、全国の弁護士会で開催されております。現在までのところ、新潟県・大阪・愛知県・広島・仙台・香川県・長崎県・岡山・和歌山県・長野県・京都・福井・静岡県では『休暇』の上映、横浜では『真昼の暗黒』の上映と日弁連の死刑制度に関する活動紹介などを行ってきました。これからも全国版を推し進めて行くつもりですので、各弁護士会におかれましては、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

郷田氏（右）は今後「えん罪をテーマに描きたい」と語る

人権のための行動宣言2009について

事務局長　小川原　優之

日弁連は、11月６日に和歌山市で開催した第52回人権擁護大会において、『人権のための行動宣言２００９』のもと人権擁護活動を一層推し進める宣言」を圧倒的多数の賛成で決議しました。「人権のための行動宣言２００９」とは、日弁連が今後10年をめどに実現をめざして取り組むべき具体的課題を提起したものであり、死刑については、「死刑の廃止・執行停止は国際的な潮流であり、特に日本の死刑制度には、死刑に直面している者に対し、十分な弁護権、防御権が保障されていない等様々な問題点があります。政府に対し、死刑廃止を前向きに検討することを求めている国連機関・人権条約機関による勧告を誠実に受け止めるよう働きかけると同時に、死刑の執行を停止し、死刑制度の存廃について国民的議論を行うことを呼びかけます。」と述べています。日弁連は、この「行動宣言２００９」を、重要な実践課題と位置づけ、９月の理事会において可決承認し、さらに「実現に全力を尽くす」ことを人権大会において決議したのです。

このように日弁連は、「政府に対し、死刑廃止を前向きに検討することを求めている国連機関・人権条約機関による勧告を誠実に受け止めるよう働きかける」ことを宣言しました。これは自由権規約第６条が、「生命に対する権利」の保障を定め、死刑制度は廃止することが望ましいことを示しており、昨年、国際人権（自由権）規約委員会から日本に対し、「締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。」との勧告（総括所見）がなされたことを念頭においたものです。

この勧告を受けた「締約国」とは日本のことなのですが、ここには日本政府だけでなく、日本を構成する市民や弁護士、弁護士会も勧告の対象となっていると考えられます。日弁連もまた、「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討」することを求められているのです。

日弁連の「人権のための行動宣言２００９」は、いわば日弁連の人権政策を掲げたマニフェストであり、単なる宣言にとどまらず、今後、実現が検証されることになります。日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会としても、「行動宣言２００９」の実現に全力を尽くしていきたいと思います。

横浜版「死刑を考える日」

委員　大河内　秀明

横浜版の「死刑を考える日」が、10月３日、横浜弁護士会館で、『今こそ死刑を考えよう』～映画『真昼の暗黒』をテーマに～」と題して開催されました。

裁判員制度が導入され、一般市民が、裁判員となって死刑を言い渡すかどうかを決めなければならない時代になったことから、一般市民としても、死刑制度について、真剣に考えなければならなくなりました。

そのとき、最も深刻な問題は、死刑相当事件で、被告人が無実を主張したとき、裁判員が死刑か無罪かの判断を迫られることです。

そこで、横浜弁護士会では、「死刑と誤判」に照準を合わせたテーマにしました。

まず、死刑、無罪、死刑、無罪と判決が変わり、三度目の上告審でやっと無罪が確定した八海事件をもとにした映画『真昼の暗黒』（１２５分）を上映しました。

映画に続いて、えん罪が明らかとなり再審が開始された足利事件と同じ精度の低いＤＮＡ鑑定が決め手となって死刑が確定した被告人が、えん罪を訴え再審請求の準備をしていたにもかかわらず、死刑確定から２年１か月後に執行された飯塚事件を取り上げた講演を行いました。

『真昼の暗黒』では、一審、二審と死刑判決を受けた被告人が鉄格子にしがみついて「まだ最高裁がある」と叫ぶラストシーンで終わり、八海事件では、最高裁は誤判による死刑を阻止するゴールキーパー（最後の砦）の役目を見事果たしました。

しかし、講演では、今の最高裁はゴールキーパーの役目を果たしていないことが紹介されました。

59人の参加者中、31人からアンケート回答があり、死刑存置の人が「立派な映画だった」と言い、また、死刑停止には賛成だが死刑廃止は要検討という人が「現在の司法制度は死刑と向き合うだけの十分な耐性を備えていないことがよくわかった」と回答するなど全体的に好評で、有意義な「死刑を考える日」になったのではないかと思います。

第６回死刑事件弁護経験交流会
―飯塚事件に学ぶ

事務局次長　河井　匡秀

１　はじめに

９月26日、弁護士会館において、約50名の弁護士が参加して、第６回の死刑事件弁護経験交流会が開催された。

今回取り上げた飯塚事件は、２名の幼女が略取され殺害された殺人事件であり、被告人は捜査段階当初から一貫して否認し、無実を訴えていたが、第一審で死刑判決を受け、控訴、上告も棄却されて確定し、２００８年10月に異例の早さで死刑執行がなされた事案である。

再審開始が決定された足利事件と同様に、極めて精度の低いＤＮＡ鑑定が用いられていること、情況証拠も非常に脆弱であること等から、えん罪の可能性が指摘されている。今回の経験交流会は、ＤＮＡ鑑定、情況証拠とどのように闘うかを学ぶ貴重な機会となった。

「科学の名によるえん罪を防ぎたい」と岩田会員

２　弁護人による事例報告

最初に、飯塚事件弁護団の岩田務会員から事例報告がなされた。岩田会員は、第一審途中から最高裁まで、飯塚事件の弁護活動を中心的に行っており本経験交流会後になされた再審請求においても中心的な役割を担っている。

⑴　事案の概要

裁判所が認定した情況証拠は、大きく分けて３つのグループに分かれている。

第１が、犯人と被告人の結びつきに関する証拠群で、①被害者の身体等に付着した犯人の血液の血液型、ＤＮＡ型が被告人のものと同一である、②被告人が亀頭包皮炎に罹患していた、③遺留品発見現場で目撃された人物が被告人と矛盾しない等がある。

第２が、犯行車両と被告人車両を結びつける証拠群で、①遺留品発見現場での目撃証言、②被害者の失踪現場付近での目撃証言、③被告人が使用していた車種、④同車種のシートの繊維鑑定、⑤被告人使用車両のシートから血痕と尿痕が発見された、⑥その血痕の血液型とＤＮＡ型が被害者のものと一致した、等である。

第３が、被告人が犯人像と矛盾しないという証拠群で、①犯人は土地勘があって、被告人と矛盾しない、②被告人にアリバイがない、等である。

⑵　ＤＮＡ鑑定の問題点

飯塚事件で用いられたＤＮＡ鑑定は、足利事件と同様にＭＣＴ１１８型鑑定であったが、時期もほぼ同時期で、技法や技術も共通で、科警研のほぼ同様のメンバーで行われた。

飯塚事件のＭＣＴ１１８型鑑定は、足利事件以上に不出来であり、①目盛りとなる１２３ラダーマーカーに重大な欠陥がある、②電気泳動像のバンドの幅が広すぎ、形が悪すぎて、型判定ができない、③現場で採取した資料と被告人から採取した資料を、同時に電気泳動していない等、数々の問題点が存在する。

また、科警研は鑑定資料を全て消費してしまい、再鑑定が不可能であるという重大な問題がある。

⑶　情況証拠の問題点

遺留品発見現場の目撃証言は、目撃後に相当時間が経過しているのに、内容があまりにも詳細にすぎ、実際には見えないはずのことまで証言している等の問題点がある。

被害者の失踪現場付近での目撃証言は、事件発生から何か月も経過してから証言を始めた、科警研のＤＮＡ鑑定が出た後に証言を始め、その内容もあまりにも詳細にすぎる等の問題点がある。

⑷　再審に向けた展望

現在、大分県と福岡県の弁護士28名が弁護団を結成し、死後再審請求の準備中である。新証拠として、血液型、ＤＮＡ型について鑑定を準備している。（なお、死刑執行から１年を迎える10月には再審請求が行われた。）

３　助言者発言

続いて、龍谷大学矯正・保護研究センター長の村井敏邦教授から、助言者発言がなされた。

血液型鑑定、目撃証言、繊維鑑定、ＤＮＡ鑑定に問題点があり、これらが決め手にはならないことは裁判所も認めるが、総合的に考えると情況証拠が積み重なって合理的疑いを入れない程度の証明になっている、と判断している。

しかし、一つ一つの情況証拠、間接事実についても、合理的な疑いを入れない程度の証明が必要であり、それが積み重なって初めて全体としての合理的疑いを入れない程度の証明になるというのが本来の情況証拠論ではないか。

研究者の立場から情況証拠論を検証する村井教授

また、本件のＤＮＡ鑑定の最大の問題点は、再試の可能性がないことである。鑑定資料の全量消費は、鑑定の基本的なルールに反している。特にＤＮＡ鑑定については必ず再試可能性を残すということが国際的なルールである。

足利事件、飯塚事件を契機に、死刑事件についてＤＮＡ鑑定が可能なものは全て再鑑定を行うことが必要である。飯塚事件はえん罪の可能性が高いのに、死刑が執行されてしまった。このような悲劇を繰り返さないためにも必要である。

以上のような意見が述べられた。

４　終わりに

裁判員裁判が始まった中、科学鑑定の誤り、情況証拠の危険性を明らかにする取り組みは、より一層重要さを増している。また、日本版イノセントプロジェクトの取り組みも極めて重要な課題である。

当委員会は、このような取り組み、課題に向けて、今後さらに努力していく決意である。

ＥＵを中心とした海外の動き

副委員長　田鎖　麻衣子

10月10日は世界死刑廃止デーであると同時に、欧州連合（ＥＵ）および欧州評議会（ＣＥ）が定めた欧州死刑廃止デーでもある。欧州では、日本で起こった政権交替は、死刑を増産し続ける日本の政策に変化をもたらすのか？という観点から、大いに注目されている。たとえば、新内閣の顔ぶれが決まった2日後、フランスのフィガロ紙は、日本では珍しく死刑廃止を公言する人物が法務大臣に任命されたと、千葉景子大臣の写真入りで大きく報じた。これが西欧で最後まで死刑を維持し欧州各国から非難を浴びていたフランスの現状である。

さて、ＥＵはかねてより、新政府に対して死刑問題についてＥＵの見解を表明する旨を明らかにしていた（本年７月28日の死刑執行に対する議長国声明）。11月９日には、欧州評議会議員会議のルイス・マリア・ド・プッチ議長が日本を訪問した。その主要な目的は死刑問題に関する働きかけであり、議長は、加藤公一法務副大臣や亀井静香金融・郵政改革担当相（死刑廃止議員連盟会長）ら要人との面談を重ね、死刑廃止とそれに向けた死刑執行停止の実施を訴えた。また、忙しいスケジュールの合間を縫って日本のＮＧＯとの面談も行った。当委員会の小川原優之事務局長と筆者も参加し、えん罪事例などを通じて「世論」に積極的に働きかけていきつつ、死刑制度に関する基本的認識に乏しい議員・官僚・メディアへの継続的な働きかけの必要性で意見が一致した。

なお、一昨年及び昨年12月には、国連総会において、全世界における死刑執行のモラトリアムを求める決議が採択されたが、次は来年第65会期となっており、以後２年ごとの審議となったために、今年の採択はない。来年は、昨年に引き続き、決議の採択に向けて日弁連から国連事務総長宛ての情報提供を行う必要がある。